

## 論文の内容の要旨

論文題目 経済犯罪の国際的規制

氏名 山内由梨佳

東京大学大学院法学政治学研究科 博士課程学位請求論文

犯罪の国際的規制はどのような法構造に基づいてなされているか。本論文は 1970 年代以降 2010 年 3 月までにおける経済犯罪の国際的規制の展開を実証的に分析することによって、この問いを論じる上で必要な学問的視座を提示するものである。

「経済犯罪」とは、経済秩序違反行為であって刑事的制裁の対象となるものである。経済犯罪はこれまで国内犯罪として論ぜられてきており、国際法学の対象として扱われることが殆どなかった。国際法学の側から犯罪規制を分析する際には、国際社会が分権的であることを前提としながら、国家の国際法上の義務の強度を段階的に捉える考え方が主流であった。すなわち、国家が主権的権能に基づいて専ら裁量に基づいて犯罪規制を行う法状況から、国際共同体の秩序維持という義務の履行として犯罪規制を行う法状況へ向けて、段階的に発展していくという見解である。この考え方は、確かに国際刑事法学が主たる関心を向けてきた人権侵害を構成する罪やテロ関連の罪については、その実態を適切に説明するものであった。しかし経済犯罪などの国内犯罪でありながら国際的規制が展開されている犯罪について、この考え方が妥当するかは明らかではない。そこで、本論文は、経済犯罪の国際的規制を実証的に分析することによって、犯罪の国際的規制の国際法学におけるこのような見解の妥当性を検証し、精緻化を図ることをその課題とする。

まず第 2 部において、経済犯罪規制の特質が、これまで国際刑事法学が研究対象

としてきた犯罪規制の特質と、どのような異同を有するのかを明らかにする。そこで、そのために(i) 全ての犯罪の国際的規制に共通する点、(ii) これまで国際法学が対象としてこなかった犯罪であって、国際的規制が実施されている犯罪のみに共通する点（経済犯罪の一部もこの類型に含まれる）、(iii) 経済犯罪のみに共通する点にそれぞれ着目して実証分析を行い、経済犯罪の特質を描き出す。

(i)と(ii)における犯罪規制は、裁判権の配分枠組は異なるが、司法共助枠組は重複している。それは、裁判権配分は犯罪ごとに行われることが多いのに対して、司法共助は（二国間司法共助条約がその典型であるが）国家間の信頼関係に基づいて、包括的な犯罪群について行われることが多いからである。(ii)に含まれる犯罪群がその条約の対象に含まれる場合も多い。そこで今日における司法共助枠組の在り方に重点を置いて、その特質を分析する（第2章）。

次に(ii)と(iii)の異同は、各経済犯罪の法構造を検討して初めて明らかになる。第1章第3節において指摘したように、経済犯罪とは保護法益も規制方法も異なる犯罪の総称であるので、その構成要件、保護法益等を含む法構造を画定するためには、犯罪ごとに検討する他はない。そこで、第1章第3節での検討を基礎にして、資金洗浄罪、競争法違反の罪、証券犯罪、租税犯罪、外国人公務員への贈賄罪、腐敗について、その国際的規制の形成要因と妥協点を踏まえながら、規制のあり方を分析する（第3章）。

実証的検討の総括として、第3章の検討結果から、(i)(ii)と(iii)との異同として明らかになった点を指摘する。まず、人権犯罪規制とテロ犯罪規制においては観察されないが、経済犯罪規制には共通して用いられている規制構造が、規制構築の側面と規制実施の側面の双方において存在する（第4章第1-2節）。それから、犯罪の国際的規制と犯罪を巡る国際社会の実態との関係において、国内的規制の実効性の程度が国ごとに全く異なる点は共通しているが、規制によって具体的な経済的不利益を被る国がある点は、経済犯罪規制のみに見られる点である（第3節）。

以上を小括すると、経済犯罪規制の特質としては、次の三点が重要であることが分かる。第一に、経済犯罪については、それを国際社会全体で規制するだけの共通利益が欠如している。また経済犯罪の特質上、一般国際法上の規制を構築する実益も存しない。例えば競争法違反の罪や租税犯罪の規制が、国家がどこまで私的経済活動に関与するべきかという問題を含んでいるように、犯罪によっては、法文化や社会政策の相違によって、規制の必要性の有無も、法実施のあり方も異なる。

第二に、経済犯罪規制の場合、規制が国家に行政負担を課すだけでなく、国家に経済的不利益をもたらす場合がありうる。例えば、資金洗浄罪規制の貫徹は顧客の匿名性を保障することによって金融事業を奨励してきた国にとっては不利益をもたらす。あるいは外国公務員への贈賄罪規制は、その規制を行っていない国の企業との競争において、自国企業に経済的不利益をもたらす。

第三に、経済犯罪規制の場合には犯罪の実行者だけではなく、金融機関や弁護士

等の専門職についても所定の注意義務を課し、刑事罰によってその実効性を担保している。その際には政府とこれらの非国家主体とが協働して規制を構築し実施していく過程が存在する（第4節）。

以上のような経済犯罪の特質を踏まえた上で、第3部において従来の国際法学説を批判的に検討する。第一に、段階的規制形成論について、国際的規制が行われている犯罪規制においても、多数国間規制に至らない犯罪があるという点を基にして、その現実適合性を批判する（第5章）。その現実適合性の欠如についての批判は、段階的規制形成論が依拠している国際共同体の共通利益概念について（第1節）、また、司法共助の統一的規制観念について（第2節）、それぞれ妥当するのである。

第二に、国家同質性論について、実際の管轄権の行使が同質性論を踏まえているわけではない点を根拠にして、その現実適合性を批判する（第6章）。それは先進国と開発途上国との間においても（第1節）、先進国間においても（第2節）、妥当する。

第三に、国家中心主義に関しては、金融機関等の非国家主体の規制を踏まえて、国家だけを見ることと、非国家主体を一方的に規制対象として捉えることの問題性を、批判する（第7章）。それは、経済犯罪規制における国内の経済団体の規律のあり方を整理し（第1節）、公私協働の必要性和その限界を明らかにすることによってなされる（第2節）。

本論文の結論は、専ら国際法の側から分析していた犯罪の国際的規制を、国内法の側の論理を組み入れることによって、より現実に応じた検討ができるということ、従って犯罪の国際的規制を専ら国際法の側から分析するということは、場合によっては現実に適合していないということに求められる。まず従来の説明では、犯罪の性質上内在的に、一般国際法に基づく規制に馴染まない犯罪の規制を把握することができない。また、今日の国際社会の現状において国家の政策に差異があり、あるいは刑事的規制能力に格差があることを把握できない。加えて、従来の説明では規制構築と実施に私人あるいは私的団体が参与する場合を把握することができない。犯罪の国際的規制はこれらの点を克服して論じられなければならない。

本論文はこれまでの学説との関係において、次の二つの意義を有する。第一に、本論文は従来の国際法学説が前提として依拠してきた法枠組について、実証を通じてその現実適合性の欠如を指摘した。中央集権的機構が存在しない国際社会においては、刑事的規制も体系的に規制がなされているのではなくて、犯罪ごとに規制が構築されている。そして、その規制のあり方も犯罪の性質や特質に応じて異なっている。従来の学説は、国際刑事法の規制対象を二国間関係に対照されるところの多数国関係に基づいて規制される犯罪群に限定してきた。また、国際法学はいわゆる「国際犯罪」を国際共同体の共通利益のために規制される犯罪群に限定してきた。しかし、現実の国家実行をしてみるならば、多数国間での規制が犯罪の性質上内在的に構築されえない犯罪についても、国際的規制は実施されていた。本論文は、そのことを手がかりにして、これまでの国際法学の先行研究が用いてきた枠組の妥当性を批判的に検討した。その過程において、本論文はこれまで「外国

性を有する犯罪」として国際法学の枠の外に置かれていた犯罪を、国際法学に取り込む意義を示した。

第二に、本論文はその主張の副産物として、これまで国際法学の見地から十分に実証研究が行われてこなかった経済犯罪の国際的規制の実態を描きだした。そして、犯罪の国際的規制という全体像において、個別の経済犯罪規制がどのような特徴を持っているかをも指摘した。特に、本論文は経済犯罪規制が刑事規制の他に民事規制、行政規制という複数の側面を有しており、いずれをどのように選択するかは国家の裁量に委ねられていることから、国家間の齟齬を解消することができないということ、また、それぞれについて国際的平面と国内的平面が複雑に交錯していることを示した。

本論文の今後の課題として最も重要なものとして、本論文が批判の対象とした国際法学説の内在的検討がある。また、他の越境的要素を有する犯罪の実証分析も必要になるだろう。それらは本論文の成果を踏まえて今後の課題としたい（第8章）。